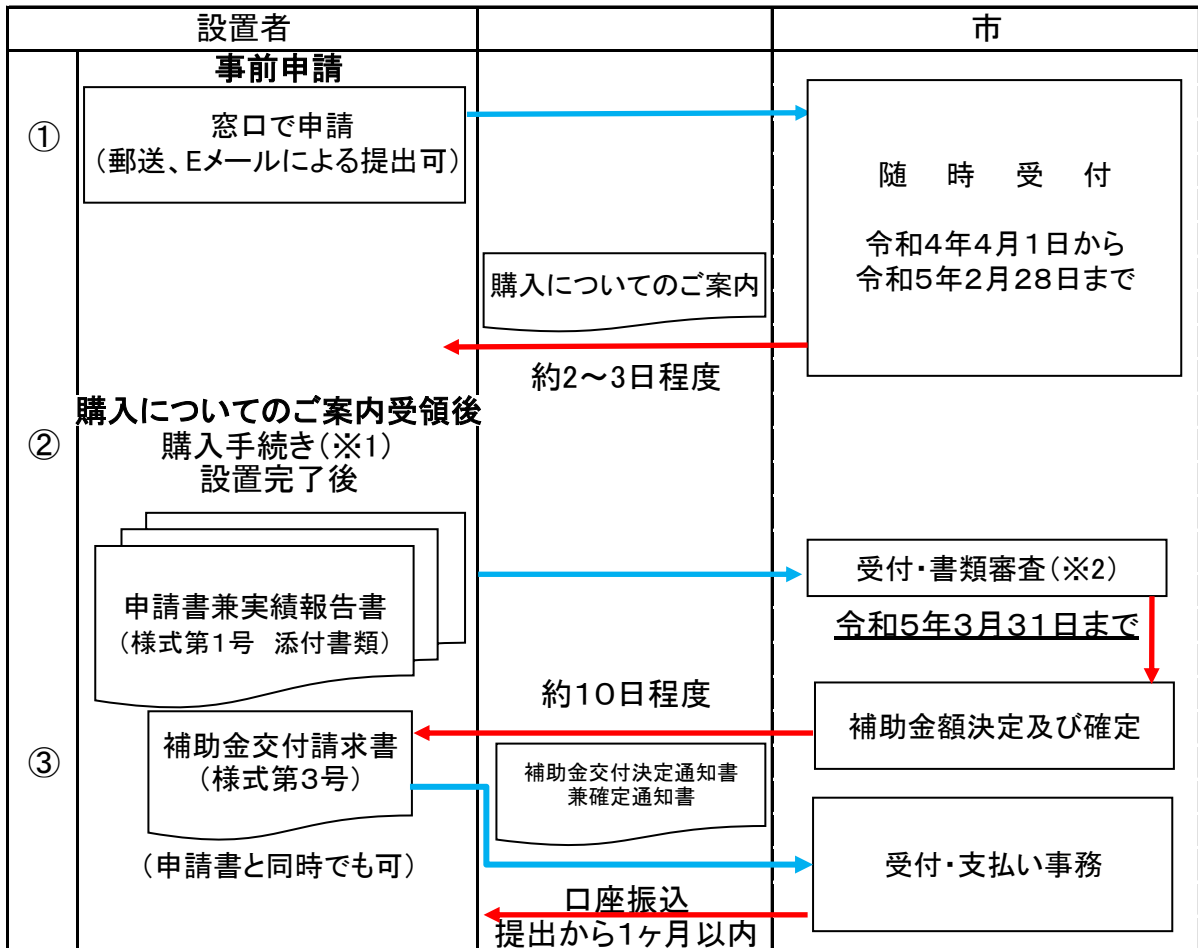


佐久市省エネ家電製品普及促進事業フローチャート

冷蔵庫の手続きの流れ



※1 事前申請された方に随時「購入についてのご案内」を発送します。

「購入についてのご案内」受領後に購入手続きを行ってください。

※2 審査の結果、交付対象とならないと判断される場合がありますので申請の際は、要綱等をよくご確認頂きますようお願いいたします。

必要書類は、下記の書類を添付してください。

- 1 対象製品を購入した際の領収書等の写し
- 2 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- 3 メーカーが発行した対象製品の保証書の写し
- 4 既存の電気冷蔵庫の製造年の分かる写真及び
特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- 5 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真

●請求書について、同時提出も可能です。

交付の条件

- 市内の事業所で購入した未使用品であること。
- 平成23年以前に製造された冷蔵庫からの買換えであること。
- 経済産業省が定める省エネ基準達成率が100%以上のもの。
- 市内に住所があり、自ら居住する市内の住宅に設置する方。
- 市税等の滞納のない方、また、1世帯につき1回限り。

補助額

- 市内の事業所からの購入で最大10,000円(補助率1/10以内)。
- 市内に本店のある事業所からの購入で最大30,000円(補助率1/5以内)